

なり。聖武天皇の代に、広達吉野の金峯に入り、樹の下を經行りて仏の道を求む。時に吉野郡桃花里に椅有り。椅は、本は梨を伐りて引き置きて、歳余を歴たり。同じき処に河有り。名けて秋河と曰ふ。彼の引き置ける梨を是の河に度して、人と畜と俱踐みて度りて往き還る。広達縁有りて里に出でて彼の椅を度りて往く。椅の下に音有りて曰はく「嗚呼、痛く踰むことなかれ」といふ。禪師聞き、怪びて見れば人無し。良久にありて徘徊り、忍びて過ぐる事得ず、椅に就きて起し看れば、いまだ仏を造り了らずして棄てたる木なり。禪師大に恐り、淨き処に引置きて、哀び哭き敬ひ礼み、誓願を發して言さく「因縁有るが故に遇ひたてまつる。我れかならず造り奉らむ」とまうす。縁有る処に請へ、人を勧へ物を集めて、阿弥陀仏弥勒仏觀音菩薩の等き像を雕造ること既に訖る。今、吉野郡越部村の岡堂に居置くなり。木は是れ心無し。何にぞ声を出さむ。ただし聖の靈の示るるなり。更に疑ふべからざるなり。

力女強き力を示す縁 第二十七

尾張宿禰久玖利は、尾張國中嶋郡の大領なり。聖武天皇國食しし時の人な

一 未詳。奈良県吉野郡下市町あたりか。

二 その椅が元來どのようであつたかというところ。「椅本伐梨」以下「而度往還」までは、上文の「有レ椅」の補足説明。

三 木彫仏像の材料は飛鳥時代にはクスノキであつたが、奈良時代には木彫仏像が少なく、金銅仏、乾漆、塑造、などがおこなわれ、奈良時代末期から平安時代初期にはヒノキ、サクラ、セリダン、クルミ、カエデ、ケヤキ、ハリギリ、カヤ、が用いられ、平安時代中期以後にはヒノキが用いられた(小原一郎)。ナシを用いた木彫仏像は、本説話以外に所伝をみないが、この時代の木彫仏像の材料の多様さがうかがえる。

四 吉野川の支流。五人畜に踏まれぬ場所。六 知識を結んで。上卷三十五縁。

七 この中に弥勒像が含まれていることに關しては、中卷二十三縁、下卷十七縁、二十八縁。

八 奈良県吉野郡大淀町大字越部。九 越部に存する寺跡がその地とされる。二〇 仏。

第二十七縁 上卷三縁を承ける記述を含み、中卷四縁にもかわる。今昔物語集・二十三ノ十八に書承。

二 未詳。本説話以外に所伝をみない。三 愛知県中島郡、一宮市、尾西市、稲沢市あたり。三 名古屋市中区。上卷三縁、中卷四縁と同じ地。地名表記が異なる。依拠資料の用字の反映か。四 ↓上卷三縁。この割注によつて本説話が上卷三縁に結びつけられる。中卷四縁の主人公に對しても同文の割注が付されていたが、本説話の主人公と中卷四縁の主人公が同一人物であるか否かは、判然としない。

五 絹綿。真綿。「練」は、繭糸の表面のセリシンをとり除き柔くすること。

り。久玖利の妻に、同じき国愛知郡片絶里の女人有り是れ昔元興寺に有りし道場法師の孫なり。夫に随ひて柔便なること練れる糸綿の如し。麻の細しき疊を織りて夫の大領に著す。疊の殊しきこと比無し。時に其の国行主は稚桜部任なり。国上大領に著せたる衣の殊しきことを視て、取りて言はく「汝に著すべき衣にあらず」といひて返さず。妻問ひて言はく「衣を何にするぞ」といふ。答へて言はく「国上取る」といふ。また問ひて言はく「彼の衣を心に惜しと思ふや」といふ。答へて言はく「はなはだ惜し」といふ。妻すなはち往きて国上の前に居て、乞ひて言はく「衣を賜へ」といふ。爾るに国上言はく「何なる女ぞ。引き捨てよ」といふ。引かしむれども動かさず。女二の指を以ちて国上の居る床の端を取りて、居ゑながら国府の門の外に持出づ。国上の衣の欄を捕り粉きて条然にし、乞ひて言はく「衣を賜へ」といふ。国上惶り煩ひ、彼の衣を返し与ふ。取り持ちて家に帰り、洒ひ浄めて襪み収む。其の衣を干す呉竹を、捕り粉くこと練糸の如し。大領の父母見て大に惶り、其の子に告げて言はく「汝、此の妻に依りて、国司に怨まれ、事を行はれむことを大に惶る。国司を是く作れば事の咎ややもすれば有らむ。我れ等何に作む。寝み養ふことあたはず」といふ。故に本の家に送りてまた睨す。然うして後に此の嬢彼の里

二 国会図書館本訓釈「疊(弓都九里)」。手織りの布。「疊」は「疊」の俗字であり、仏典にみえる「氈」は動物性の材料で、本説話の「疊」は植物性の材料で、つくられたもの(攷証)。  
 三 国守。呼称およびその表記を「国行主」「国上」「国司」と変化させている。「八」未詳。本説話以外に所伝をみない。「九」すわる。道場法師にも同じくせがあった(上巻三縁)。  
 四 原文「居摠」。国会図書館本訓釈「居摠(二合、ス恵ナカラ)」。床の上に国上を置いたそのまゝの状態で。三 尾張国の国府は中島郡に所在。稲沢市国府宮町、松下町。  
 五 「呉竹」はハチク。物干し竿として用いられていたことを示す記述。四天王寺藏扇面法華經・如来寿量品に、竹竿を衣の一方の袖口から他方の袖口へ貫通させて衣を干している様子が描かれている。このような状態で干されていた衣を、主人公はとりいれて畳んだのだが、衣を竿からはずすことなく衣を竿ごと畳んで収めた。  
 六 原文「動」。ともすれば、どうかすると。  
 七 寝ることや食うことができな。暮らしていけない。  
 八 呼称およびその表記を「女人」「妻」「女」「嬢」と変化させている。

に至り、草津川の河津にして衣を洗ふ時に、商人大なる船に荷を載せて過ぎむとす。船長嬢を見て言ひ煩し嘲し囁る。女言はく「黙せよ」といふ。女言はく「人を犯さば頬を痛く拍たれむ」といふ。船長聞きて瞋り、船を留めて女を打つ。女痛く拍たれず、船の半を引き居ゑ、舳を下げて水に入る。津の辺の人を雇ひて船の物を持ち上げ、然うしてまた船に載す。嬢言はく「礼無きが故に船を引居う。何故ぞ諸人賤しき女を陵がしむる」といふ。船の荷を載せながら、また一町程引き上げて居う。茲に船人大に惶り、長跪きて白して言さく「犯せり。服はむ」とまうす。故に女聴許す。彼の船五百人して引けども動かず。故に知る、彼の力五百人の力に過ぐと。經に説きたまふが如し「餅を作りて三宝を供養するひとは金剛那羅延の力を得」とのたまふ。是を以ちて当に知るべし、先の世に大枚なる餅を作りて三宝と衆の僧とを供養し、此の強き力を得たり、と。

極めて窮しき女釈迦丈六仏に福の分を願ひて奇しき

表を示し現に大なる福を得る縁 第二十八

態をいう。水につかっているのは船尾である。したがって、ここに「舳」とあるのは船尾。中国、日本では「舳」「艫」のどちらが船首をさし、どちらが船尾をさすかについてはさまざまにみえ、一定していない。「舳」の訓も「へ」「とも」のいづれにしたがうべきか明確ではないが、「とも」が船尾を意味するとする和名抄に拠って、訓は「とも」にしたがう。六舳のあたりの積荷が水没するので、積荷を移動させた。七原文「載摠」。船に荷を載せたそのままの状態。八一〇六に余。↓中巻二十四縁。九原文「長跪白言は仏典語。たとえは無量寿經下にみえる。二原文「犯也、服也」。中巻四縁にも「服也、犯也、惶也」とみえる。二末詳。方広大莊嚴經・八に「在昔億千劫、供養三世仏、慈心行捨施、故得相莊嚴、成就那延力」とある(攷証)。三モチ米とムギの粉とを原料として作られた(和名抄)。三三大力の神。ふつうの象の力の二万倍、あるいは二京倍(阿毘曇毘婆沙論・十六)、または、一千万倍、あるいは二百万倍(阿毘達磨俱舍論・二十七)、の力があるとされる。四道場法師の孫なるがゆえに大力である、とはされずに前世の因縁が言及される。道場法師の一族は仏教説話の枠内で活躍しているといえる。一五ことさらに「大枚」とするのは、笑いをめざす。

第二十八縁 あやしき表(い)の説話。今昔物語語集・十二ノ十五に書承。

二六 中巻二十四縁にも同じ地名がみえる。  
二七 上巻三十二縁には「流聞大安寺丈六能随人願」とあつた。本説話の「衆生所願、急能施賜」とは微妙に相違する。一八撰集百縁經・六に、仏塔に「香、花、燈明」を供養した例がみえる。